

子どもの医療費

特別給付制度の改正について

〔医療費助成の対象者が〕
高校生等までに拡大されました

村内に住所を有する子どもが、病気やケガなどで医療機関を受診した場合、医療費の一部を助成してはいますが、その対象者が平成27年4月より高校生等〔※〕までに拡大されました。

年齢拡大により、新たに該当する人（平成9年4月2日～平成11年4月1日生まれの人）は受給資格申請が必要で、申請用紙は各庁舎（久木野窓口センター、長陽総合調整課、白水庁舎住民福祉課）窓口にありますので、資格申請がまだ済んでいない人は、早めに申請をお願いします。

新たに該当する人は平成27年4月受診分から対象となりますが、申請期限が診療月の翌月から6カ月以上経過すると助成対象外となる可能性がありますので、ご注意ください。

※高校生等とは、満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある人で、保護者に扶養されている人で、18歳未満でも、就職などにより単独して生計を維持していると認められる人は助成対象外となります。

●医療費の申請期限が6カ月以上経過すると助成対象外になるとはどういうことですか？

▲例えば、受給資格申請を11月1日に窓口申請し、4月および5月診療分の医療費助成申請を行った場合、6カ月以上経過するため4月分の医療費については助成対象外となります。

〈問い合わせ〉

役場 住民福祉課福祉係
Tel(62)9195

仕事と子育て両立

応援セミナー

参加者募集

再就職を希望する子育て中のママを対象に開催します。内容は、①再就職体験発表、②仕事と子育て両立のための育児・生活環境づくり、③再就職に向けての課題の整理と就職活動の準備などについての情報提供です。

託児（1歳半～就学前）もあります。

※無料・要予約

■日時 10月19日(月) 午前10時～午後3時

■場所 くまもと県民交流館ハレア9階会議室3（熊本市中央区手取本町8-9）

■定員 30人（応募多数の場合は、選考により受講者を決定）

■申し込み方法

問い合わせ先から「参加申込書」を取り寄せのうえ、申し込み。（県しごと相談・支援センターのホームページからも申込書をダウンロードできます）

くまシゴト

検索

■申し込み締め切り

10月9日(金) ※託児10月5日(月)

〈問い合わせ〉

県しごと相談・支援センター
Tel096(6)351(0)5000

特定不妊治療(体外受精、顕微授精)の費用を助成しています

■助成内容

子どもを望む夫婦の特定不妊治療費について、治療の内容により1回の助成額の上限15万円または7万5千円。（助成回数は別途規定があります。）

■所得制限

夫婦の所得合計額が730万円未満。

※平成24年4月1日からは、治療開始時の妻の年齢が43歳を超える人の申請はできなくなりましたのでご注意ください。

※申請に必要な書類や提出期限など、詳細は下記へ問い合わせてください。

※ホームページにも掲載しています。また、不妊に関する悩みなどの電話相談を受け付けています。

【県不妊専門相談電話】 Tel096(381)4340（県女性相談センター内） 月～土曜日 午前9時～午後8時

〈問い合わせ〉 阿蘇保健所 保健予防課 Tel0967(32)0535
県 子ども未来課 Tel096(333)2209